

都市計画法に基づく開発許可又は  
盛土規制法に基づく盛土等許可に係る  
工事の施行に伴う注意事項

広 島 県

土木建築局都市環境整備課

建設事務所建築課

## 1 工事の施行

工事は、その施行区域の所在する市町、県（知事又は所管の建設事務所長をいう。以下同じ。）その他関係行政機関の指示・指導を受けて適正に施行すること。

なお、盛土等とは、宅地造成、特定盛土等、土石の堆積をいう。（以下同じ。）

## 2 工事の際に必要な手続

### （1）工事着手届

工事に着手したときは、工事着手届を県に提出すること。（提出部数は2で、所定の様式等により市町経由のうえ行うこと。）

工事着手届

- ・開 発 許 可…広島県都市計画法施行細則第 11 条、様式第 13 号
- ・盛土等許可…広島県宅地造成及び盛土規制法施行細則第 3 条、様式第 1 号

### （2）中間施行状況報告（開発許可の場合のみ）

※ 盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項に規定する盛土規制法の許可みなしとなる場合は、当該中間施行状況報告書の様式を（3）の定期報告書の様式に代えることができる。

工事が次の①から③に掲げる工程に達したときは、その都度、中間施行状況報告書を県に提出すること。（提出部数は1で、所定の様式等により県に提出すること。）

中間施行状況報告書

- ・開 発 許 可…広島県都市計画法施行細則第 12 条、任意様式（別記様式第 1 号）

工程
① 擁壁の床掘りを完了したとき。 ② 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあっては、その基礎配筋を完了したとき。 ③ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。

(3) 定期報告（盛土等許可、開発許可のうち盛土規制法の許可みなしとなる場合のみ）

工事着手から3か月毎（工期が3か月未満の場合は45日）に、工事の進捗状況を記載した定期報告書等を次の表とおりに県に提出すること。（盛土等許可の場合においては提出部数2、開発許可のうち盛土規制法の許可みなしの場合においては提出部数3で、所定の様式等により市町経由のうえ行うこと。）

定期報告書  
 ・盛土等許可…広島県宅地造成等規制法施行細則第15条第1項、別記様式第12号、第15条第2項、別記様式第13号、第26条第1項、別記様式第19号、第26条第2項、別記様式第20号

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第12号又は第19号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	工期が3か月未満の工事については、工事着手届の着手年月日から45日、3か月以上の工事は、3か月ごと	左記「報告の期間」の末日から7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	様式第13号又は第20号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真		

表 定期報告を要する規模及び報告事項並びに申請書類

(4) 中間検査申請（盛土等許可又は開発許可のうち盛土規制法の許可みなしとなる場合のみ）

工事が次の①から⑤に掲げる規模であって、盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する工程を終えたときは、当該工程を終えてから4日以内に中間検査申請書に検査対象を明示した平面図を添付し、県に提出すること。（提出部数は2で、所定の様式等により市町経由のうえ行うこと。）

中間検査申請書  
・盛土等許可…宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第46条、第76条、様式第13

中間検査の対象となる規模
①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）

(5) 工事が完了したときは、工事の完了届（盛土等許可の場合は、完了検査申請書又は確認申請書）を県に提出すること。（提出部数は2で、所定の様式等により市町経由のうえ行うこと。）

工事完了届出書、完了検査申請書  
・開発許可…広島県都市計画法施行細則第29条、別記様式第4号  
・盛土等許可…宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第40条、第70条、別記様式第9

### 3 許可標識の掲示

許可標識（別記1のとおり）は、工事の期間中、その工事現場の見えやすい場所に掲示すること。なお、盛土規制法の許可みなしとなる場合は、開発許可及び盛土等許可に関する許可標識両方を掲示すること。

許可標識

- ・開 発 許 可…広島県都市計画法施行細則第 8 条、別記様式第 10 号
- ・盛土等許可…宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 87 条、別記様式第 23、24

#### 4 工程写真の撮影

工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリートの施行状況、形状寸法などが確認できるように写真を撮影し、整理して、前記 2 の(2)から(5)の際に提出すること。(写真撮影については、**別記 2**の「構造物等の写真撮影に際しての留意事項」によること。)

#### 5 許可事項等の変更

工事の計画、許可を受けた者又は工事施行者などに変更がある場合は、速やかに県に連絡し、その指示を受けること。

#### 6 その他

- (1) 工事に際し、道路、河川その他の公共施設を不法に使用又は占用しないこと。
- (2) 周辺住民等利害関係者と紛争が生じるおそれのある場合又は生じた場合には、直ちに対処し、問題の解決にあたること。
- (3) 工事の完了検査を受ける際には、工事の施行区域、同区域内の宅地の区画について、杭、鋸などにより、その境界を明示しておくこと。

工事に際しては、盛土等防災マニュアル（令和 5 年 5 月 26 日付け国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）に留意し適正に施行すること。(沈砂地については、適正な管理状況が確認できるよう定期的に写真を撮影し、前記 2 の(2)から(5)の際に提出すること。)

(別記1)

許可標識の様式

1 開発行為許可標識

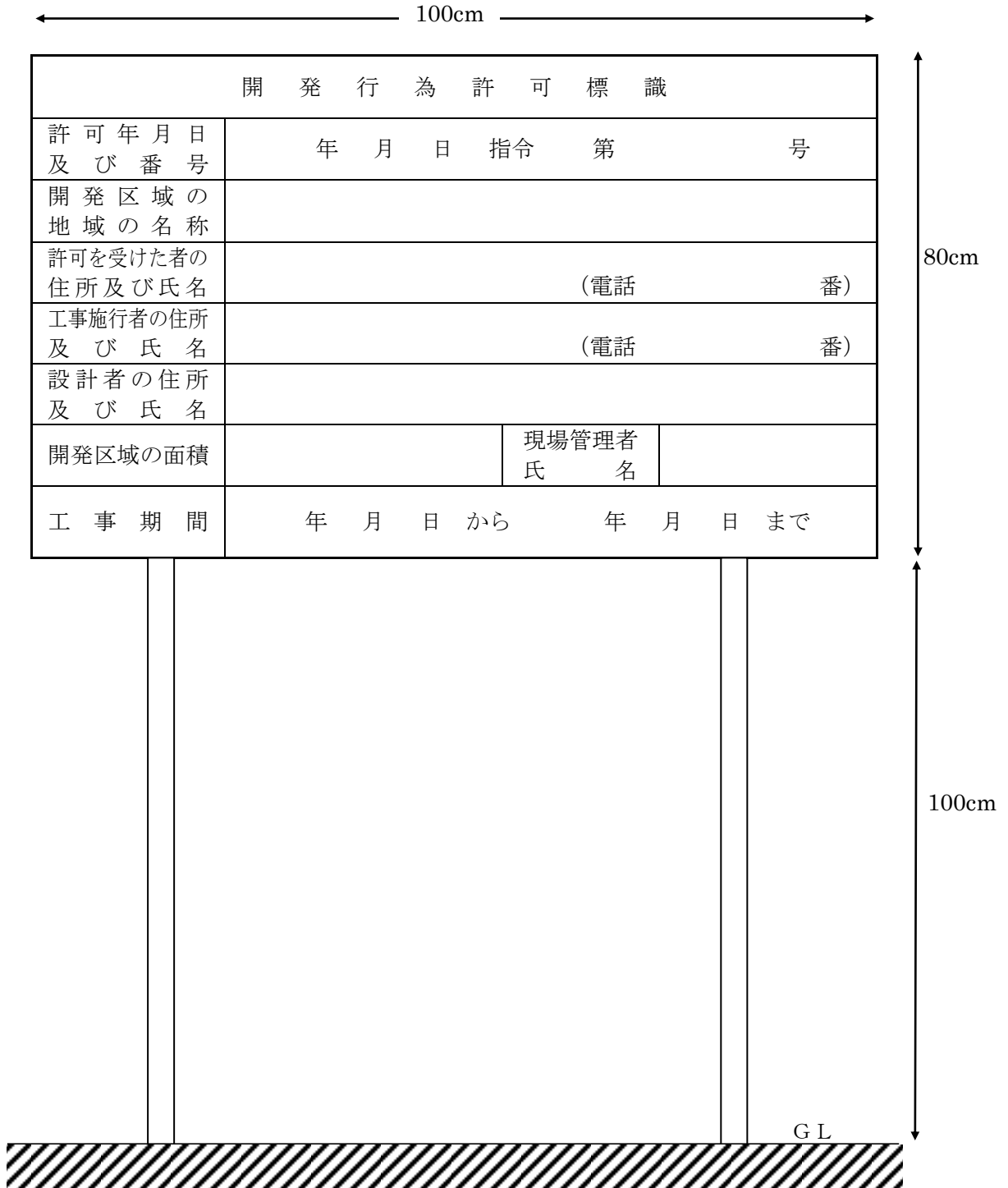
← 100cm →

開 発 行 為 許 可 標 識			
許可年月日 及び番号	年 月 日 指令 第 号		
開発区域の 地域の名称			
許可を受けた者の 住所及び氏名	(電話 番)		
工事施行者の住所 及び氏名	(電話 番)		
設計者の住所 及び氏名			
開発区域の面積		現場管理者 氏 名	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

80cm

100cm

G L



## 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90cm 以上 →

{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
1	工事主の住所氏名		見取図	
2	許可番号	第 号		
3	許可又は届出年月日	年 月 日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
		切土		立方メートル
9	工事着手予定年月日	年 月 日		
10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

↑ 70cm 以上 ↓

↑ 50cm 以上 ↓

### 〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

### 3 土石の堆積に関する工事の標識

← 90cm 以上 →

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70cm 以上

50cm 以上

[注意]

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。



## (別記2)

# 構造物等の写真撮影に際しての留意事項

### 1 写真撮影の目的

構造物等の外部からの検査が困難な箇所形状寸法及び施工状況について、写真撮影により記録し、中間及び完了検査の際の資料とするものである。

### 2 写真撮影上の留意事項

#### (1) 工事着手前の写真

工事着手前の全体の状況が確認できるように撮影すること。

#### (2) 工事中の写真

構造物等の断面寸法の測定状況が確認できるように撮影すること。

ア 構造物等の基礎、床掘り完了後の状況

イ 構造物等の構造寸法の状況

ウ 練積み造擁壁工及び裏込め材の状況（基礎、中間、天端下付近（高さ3～5メートルまでは4か所程度）の状況を撮影すること。）

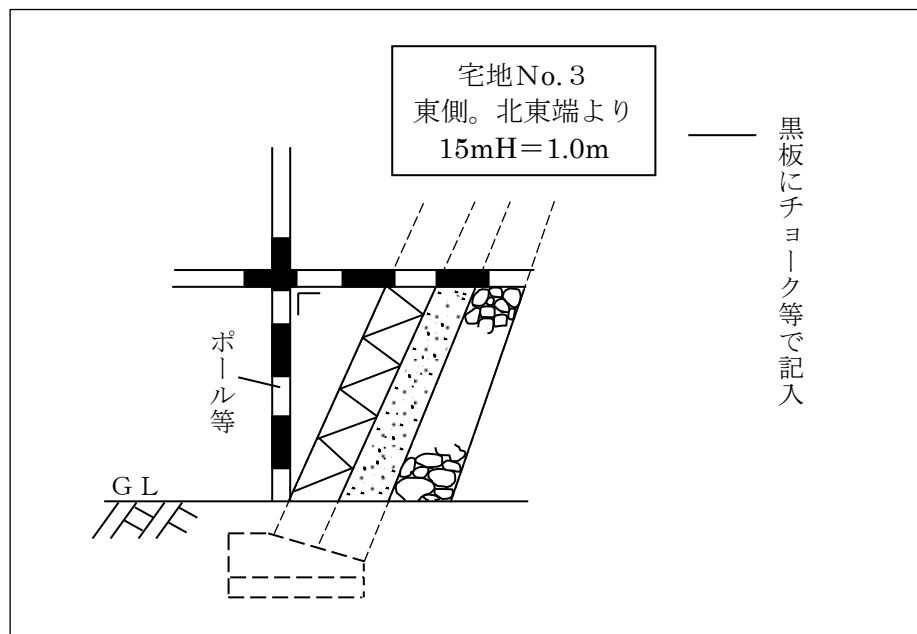
エ 鉄筋コンクリート構造物等の型枠及び配筋状況（鉄筋コンクリート造擁壁については、底板、たて壁、控え壁その他断面計算を行った箇所について撮影すること。）

オ 地下排水溝その他の埋設構造物

(注) ア～オまでの構造物等の寸法の測定写真撮影時は、必ずスタッフ、ポール等の測定器具を当て、当該寸法が明確に読み取れるようにするとともに、部分的な断面寸法とならないように注意し、延長約20メートルごとに位置を明示して断面の測定を撮影すること。

なお、擁壁等は、次の撮影例を参照して行うこと。

撮影例（練積み造擁壁の場合）



(3) 竣工写真

- ア 工事全体の状況が把握できるように撮影すること。
- イ 写真撮影の箇所を平面図に番号で明示すること。

都市計画法に基づく開発許可又は盛土規制法に基づく  
盛土等許可に係る工事の施行に伴う注意事項  
(別記様式第1号)

工事の中間施行状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

開発行為に係る工事の中間施行状況について、次のとおり報告します。

許可年月日及び 番号	年 月 日 指令 第 号
許可申請者の住 所及び氏名	
開発区域に含ま れる地域の名称	
報 告 事 項	1 擁壁の床掘り完了 2 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋完了 3 地下埋設の集水管、暗渠、管渠等配置完了

注 1 報告事項欄の該当の項目番号を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。